

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【26】」

2. 日時：令和4年1月26日(水) 17時20分～19時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官※、西内安全審査官、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申
請(火災感知器増設)に係る確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。原子力規制庁の岩野です。それでは大飯発電所、第 34 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:12	それではですね、
0:00:15	事前にお送りしているコメントリストのナンバー1 のところから順番に確認をさせていただければと思います。まずナンバー1 のところで資料の 1 資料 1 の、
0:00:27	三瓶 3 ページをお願いします。
0:00:35	資料 1 の 3 ページの(5)の設計のところをお願いします。
0:00:41	12 行目、下から 3 行目のところですね。
0:00:46	ここですね、
0:00:50	我々としてはこれまでの説明からすると、そのシンプル配管室っていうのは、Nonシミズ配管室に設置する熱感知器っていうのは、消防法施行規則 2353 条 4 項通りに設置されるものと認識していたんですけども。
0:01:06	今
0:01:08	この資料を見ると、十分な保安水準①を満足するように設置するというふうになっているんですね。これは
0:01:16	20 や 34 高度に設置しないということでしょうか。
0:01:30	の関西電力遊佐でございます。シンプル配管室については大部分の、
0:01:38	床面に対しては、熱感知器設置可能なんですけども、一番シンプルチューブが、上部から降りてくる立坑のようになっている部分。
0:01:51	床については、適切な、適切な設置場所がないというところで、その部分だけ熱感知器の監視範囲外になっているという状況でございます。
0:02:12	規制庁の今野です。それはこれまでの説明から変わるっていう認識ですかね。これまでは、
0:02:22	これまで消防法施行規則に 34 通りに設置するっていうふうに説明されていたところ認識してたんですけど、設計、考え方を変えるということでしょうか。
0:02:47	関西電力吉澤でございます。面積割りの戸数については、消防法施行規則で、に基づいて算出される戸数、はついてるんですけども、その面積、術カバーしてるかと。
0:03:04	いう観点で、ちょっとその立坑の下の床面部分、緩斜A監視できていないと、そういうことでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:16	これまで消防法施行規則通りと言うところで、説明してたのはあくまで個数がどうかというところで説明していたもので、
0:03:29	特に設計が変わったということではございません。
0:03:38	すいません。規制庁の矢田です。少なくともそう網羅性っていうところまで含めて消防法施行規則 23 条 4 項通りだと思っているので、
0:03:48	こちらとしてはそれは説明が変わっているというふうに認識しています。
0:03:55	そう。とりあえずそういうこちらの認識としてはそういうことです。すいません少々お待ちください。
0:04:14	火災対策室モリヤでございます。これまでも説明いただいているかと思うんですけど、これまでいろんなところでご説明いただいていると思えますけれども消防法施行規則通りではなくて同等というふうに
0:04:29	といわれる部分については、その同等性についての説明をしていただいているところかと思えます。今回ちょっと今までところの新聞配管室のところは消防法施行規則通りというふうに、
0:04:45	ご説明されてたというふうに思ったので、そこがどの程度、どうなのかって全然吟味してなかったところなんですけれども、そういう事実がそういうことであるのであれば、
0:04:59	同等性をどのように同等性を考えたのかっていうところではご説明、今日とは言わないので、
0:05:09	御説明の資料は作っていただきたいと思っております。以上です。
0:05:17	はい。関西電力吉田でございます。了解いたしました。エリア内の空気の流れ等をも踏まえて、同等性を説明できるようにしたいと思います。
0:05:34	はい。規制庁の岩根です。それでは
0:05:38	私、しっかりと資料の中で、設置できない理由であるだとか、技術的に
0:05:45	十分な保安水準を満足できるということをしっかり説明をお願いします。これについて鈴木さんは何かコメントありますか。
0:05:58	都築です。特にありません。
0:06:01	はい。規制庁の岩野です。では 1 個目のナンバー1 についてはこれで終わりたいと思います。
0:06:07	あとNo. 2 についてです。資料 1 の 7 ページをお願いします。
0:06:18	資料 1 の 7 ページの澤室についてというところの、新括弧新の方ですね。
0:06:24	こちらのところでシャワー室についての煙感知器については入口の扉の外側につけると。
0:06:33	しつけて十分な保安水準①を満たそう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:40	そうですね。
0:06:44	そうですね。
0:06:50	麻生お待ちください。
0:06:56	すいません規制庁の岩野です。ちょっと話が変わるんですけども本日の規制委員会で、火災感知器の設置の方法の取り扱いについて委員会に諮られているんですけども、
0:07:09	その点何かぼっちされていますでしょうか。
0:07:14	関西電力現職事業本部牛島でございます。午前中の委員会についてはウェブにて傍聴させていただきました。シャワー室において寒中設置を行わないものについてもですね。
0:07:27	お諮りされたと。その点も認識してございます。
0:07:31	はい。規制庁の今野です。
0:07:33	すいませんモリヤ氏お願いします。
0:07:36	加西市の森谷でございます。見ておられたということでおわかりかと思えますけれども委員会のセキちゆセキ上もですね山中委員から指摘ありましたけれども。
0:07:52	原則として、の対応方針として、シャワー室も含む形での
0:07:59	換地キーの設置の、
0:08:01	方法について、取り扱いを審議していただいたんですけども、やはり
0:08:08	あくまでも、原子炉施設の安全性を確保するという観点はしっかりと確認するというところでございますので、
0:08:20	サービスの方に、感知器を設置しないという方針ではあるんですけども、そこを今までもいろいろと今回資料1の中でまとめていただけてますけれども、
0:08:33	それによって原子力施設の安全がその安全性が損なわれることがないということについてはしっかりと能勢ご説明いただけるような用意をしていただく必要があると思っておりますので、そこは変わってませんのでよろしく願いいたします。
0:08:52	はい関西電力現職事業本部芝でございます本日の山中委員からのご発言のこともですね、ございましたのでこの辺の解釈についてはこちらの中でもちょっと議論はしてございました。
0:09:04	今回の場合は私ども付ける方針でご回答しておりますけれども、いずれにしても審査の中ですら、シャワー室について、その内容を、事実確認を求められているということについては了解でございます。
0:09:24	はい、規制庁の伊ワノですありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:26	というところですね、
0:09:31	衛藤澤室については、引き続き火災感知器を設置する方向で、今審査をしているところなんですけど、このシャワー室の、
0:09:44	外側の扉の外側につける煙感知器についてですね。
0:09:50	これ鯖江市、これは
0:09:55	この煙感知器っていうのは、その十分な保安水準の①を満たそうとしているんですかねそれとも十分な保安正常②のところを満たそうとしているのかっていうところ。
0:10:07	すいません確認させていただいてもよろしいでしょうか。
0:10:13	はい。関西電力吉田でございます。この者は外側の煙につきましては保安水準②を満たそうという意図でつけております。
0:10:24	煙が本当に出てくるかどうかということよりはもし出てきて、外部の機器に影響するような状態。
0:10:34	になれば感知できるようにという意図で、法案提示②の目的でつけているものでございます。
0:10:45	はい。規制庁の岩根です。そうすると今資料の記載ぶりはこれは生徒修正が必要ということですね。
0:10:54	すいません。7ページの者は、(2)のシャワー室についてっていうところの、
0:11:00	括弧新っていうところの2行目のところの書きぶりなんですけども。
0:11:11	関西電力吉田でございます資料動きでしたので、まあ、あの後安静時0に修正させていただきます。はい、承知しましたここでは0厚労、①を②に書き直すと。
0:11:24	②を達成する方向、設計にしているということで承知をしました。
0:11:29	そうするとですね十分な保安水準②を達成できるっていうことを、技術的な根拠分を、
0:11:38	含めて説明していただきたいと。
0:11:41	いうところなんです。我々ちょっとこれはあくまで1例で下のところでポツのところ書いてますけど、最終的に、
0:11:51	説明していただきたいのは、どのように技術的に殊、十分な保安水準が達成できるかどうかっていうところを説明していただきたいと。
0:11:59	その上で下のポツに書いてあるようなところがポイントになるようであれば、そういうところも踏まえてそういう情報を踏まえて説明していただきたいと思っています。
0:12:10	例えばですね、シャワー室で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:14	シャワーシャワー車を使ってる時に換気扇を使用するのか使用しないのか、それによって風の流れがどう変わってくるのか、その風の流れを踏まえて、
0:12:24	扉の外に煙が流れていくのか、いかないのか、扉があり、あり扉を常に開放していて、開放し開放しているのかしていないのか、その開放してるかどうかによって、
0:12:37	煙の流れがどう変わって、煙がちゃんと外に出ていくのか行かないのかっていうところ、そういった観点で、技術的に説明していただきたいと思っています。
0:12:49	すいませんちょっと長々としゃべってしまったんですけども。
0:12:52	ナンバー2について、ご理解いただけましたでしょうか。
0:12:59	はい関西電力吉田でございます。シャワー室につきましては同じ区画内の火災防護上重要な機器等の配置とか、その辺を含めてですね。
0:13:10	火災が起きたときに、この換気扇の状況とか、そういう今ケーススタディーというか、それぞれの状況で、どういう影響出るかというところを整理して、資料を記載したいと思います。
0:13:27	はい、規制庁のイワノs承知しましたでは説明の方の資料の作成の方よろしくをお願いします。これについて鈴木さん何かコメントありますかでしょうか。
0:13:42	はい、規制庁スズキ説特にありません。
0:13:47	そうですか。はい。すいません。鈴木さんもしコメントがあれば
0:13:51	適宜、よろしくをお願いします。No. 3ですね。次は、資料1の11ページをお願いします。
0:14:04	ここで、34の産業うまく分離活性汚泥活性、すいません。三、四、膜分離活性汚泥処理装置が、
0:14:15	火災防護上重要な機器。
0:14:18	等に指定されてるんですけども。
0:14:22	これが指定されるのであれば脱塩等を、
0:14:27	とかも、同じように火災防護上重要な機器等に分類するんじゃないかなあと想像してるんですね。何かこの、
0:14:36	処理装置と、あと、脱塩塔がどこがどう違って、こっちは火災防護で重要な機器になって、こっちは火災防護重要な機器にならないというところのその、
0:14:46	部分け方の説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:06	すみません規制庁の岩根です。以前、雑円筒のところについては、ご説明いただいているとは思うんですけども。
0:15:17	すみませんちょっと繰り返しの説明のお願いになって申し訳ないんですけども、今回これ、この処理装置が話題に上がっていますので、すみません説明をお願いします。
0:15:33	関西電力吉沢でございます。以前放射線量が高い場所のエリアで、1匹以上になりました脱塩と、これについて、火災防護上重要な機器か否かと。
0:15:47	いうところなんですけども、もともと再稼働工認のときから、この貯蔵、放射性物質の貯蔵閉じ込め機能、これの対象機器について、
0:15:58	プラントの系統に直接繋がっていない地域これを対象にピックアップしているというのが、こちらの、
0:16:11	抽出のやり方でございます。脱塩塔については、プラントの化学体積制御系であるとか、主要系統に直接繋がっているものなので、あえてこういった機器一つ一つを、
0:16:28	貯蔵閉じ込め機能を有するというふうには、抽出していないという状況でございます。
0:16:34	今回、膜分離化成汚泥処理装置、これは単独で設置されている装置ですので、
0:16:46	貯蔵とじ込み機能を有するというので、対象にしてございます。
0:16:58	はい。規制庁の岩根です。
0:17:01	考え方については
0:17:04	スズキ、リッカイはしました。所長松田。
0:17:10	規制庁スズキですちょっと確認なんですけれど。
0:17:14	以前の説明ですと、
0:17:17	CVCSの脱エンドとかSFPの脱塩等については、
0:17:23	火災防護上重要な機器ではないという結論として、
0:17:28	説明されてたような気がするけど、一般の話だと。
0:17:32	もし廃棄物、
0:17:35	の、放射性物質の、
0:17:37	貯蔵閉じ込めの機能として、次、
0:17:42	火災防護上重要な機器にはなっていないけれども、
0:17:45	CVCSだとかSFPの冷却系という観点で、そこは火災防護上重要な機器の内数に入っているので、
0:17:54	火災防護上重要な機器では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:57	あるんですよ。
0:17:58	一方で、
0:18:02	原子炉系だとかそういったところに、
0:18:04	繋がっていないところについては拾い切れないので、
0:18:09	放射性廃棄物の貯蔵、
0:18:12	或いは閉じ込めという観点で独立しているものについてはそちらを、
0:18:17	の、
0:18:20	機能としてピックアップして、火災防護上重要な機器に、
0:18:25	指定しているんですってということで、火災防護上重要な機器であることに違いはないという、
0:18:32	説明に今は聞こえたんですけどそれ、その理解で正しいでしょうか。
0:18:40	関西電力吉澤でございます。ちょっと説明が不十分だったかと思うんですけども、プラントの指定等に繋がっている設備については、
0:18:54	放射性物質の貯蔵閉じ込め機能という観点で、火災防護上重要な機器という整理にはしておりませんので、脱塩等については、火災防護上重要な機器ではないと。
0:19:09	いう、以前の説明から、変更はございません。
0:19:24	規制庁鈴木です。ということは、
0:19:27	CVCSの脱塩塔とかS、SFPの冷却系の脱塩等の脱塩と自体は、
0:19:36	火災防護上重要な機器から外れていて、系統がどっかぶった切れてるような、
0:19:42	感じで、火災防護上重要な機器が指定されているということになるってことですか。
0:19:58	関西電力吉田でございます。この膜分離活性汚泥処理装置というものが、系統とは独立して、単独で設置されている装置なので、今回、放射性物質貯蔵、閉じ込め機能と、
0:20:16	いう観点で、火災防護上重要な機器にしております。
0:20:27	規制庁鈴木です。
0:20:30	残念ながら私のお聞きしたことを、
0:20:33	には答えていただけないので、ちょっとこれ以上やってもしょうがないので、打ち切らせていただきます以上です。
0:20:47	すいません規制庁のニシウチですけども。
0:20:50	ちょっとまず、そういう資料が明確にあれば教えてくださいっていうだけなんですけど、今ご説明いただいたような、
0:20:59	放射性物質のちょうど閉じ込め機能っていうものの考え方として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:07	本体の系統に含まれているかいないかというものがその判断基準のメルクマールとして一つあるよと、そういうものを踏まえて防護上、火災防護対象機器を選んでいるんだと。
0:21:19	そういう説明を何か明確にどこかしている箇所があればちょっと新基準の許可工認、何でもいいんですけど、それはちょっとまず明確に示していただきたいっていうのが一つなんですけども、今何か示せるものありますでしょうか。
0:21:31	すいません相馬です。
0:21:38	すいません、店長の岩野です。
0:21:41	恐ろしい。
0:21:43	ちょっとお待ちください。
0:21:45	もしもし岩野です。
0:21:48	さっきのはもう来ない。
0:21:58	関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。放射性物質の貯蔵閉じ込め機能の対象となるものについてはですねこの審査のかなり前の段階の時にですね。
0:22:09	まとめ資料の中で放射性物質のですね、処理をする形系統機能、その漫画を示した図とですね、そのリストという形で、
0:22:21	衛生火災防護に関する説明書で、放射性物質の貯蔵閉じ込め機器のリストがあるというものをお示ししてですね、それをもとに、確認をいただいてたというのがございます。今西内様がおっしゃられたのはその当時の、
0:22:38	資料に立ち返ってのご確認のお話になるかと思えます。ちょっと今日ご用意している資料ですぐに出てこないの、今探してるところでちょっと時間を要しておりました。
0:22:48	すいません。以上です。すいません規制庁の今野です。以前の時に出示もらったものから特に何もないと理解しています。それでよろしいですよ。
0:23:00	はい。関西ウシジマでございます。今の岩野様がおっしゃった通りで前回、以前の資料から相違ございません。はい。すいません。ありがとうございます。ちょっとこちらの中で、確認をしますので少々お待ちください。
0:24:36	すいませんお待たせしました規制庁ニシウチですすいませんちょっと私が以前の後からのコメントを、ちょっと把握できてなくて失礼しましたこれ以上

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:46	これまでに出したいと、いただいたものから今新しく追加で何か出して欲しいとかそういう話ではないので、とりあえずこの話は今、今までいただいた回答で、まず了解をしました。
0:24:59	また何かあれば、それで了解、了解はちょっと、間違えました。
0:25:03	まず私個人として理解をしたのでまた何か必要があれば確認を適時させていただくということですいません。失礼しました。
0:25:14	はい。監査ウシジマでございます承知いたしました。何かあればまたおっしゃってください。よろしくお願いします。
0:25:21	はい。規制庁の岩野です。それでは、No. 4をお願いするNo. 4、四つ目ですね。すいません。資料1の29ページをお願いします。
0:25:34	ここからが基本設計方針のところの話なんですけども。
0:25:38	29ページの括弧Bの第2パラグラフのところですね。
0:25:48	衛藤。
0:25:50	書いてある通りなんですけれども、この括弧、第2パラグラフの3行目のところの火災感知器を消防法施行規則に定められた方法またはそれと同等以上の方法にセキより設置することっていうのは、
0:26:03	火災防護審査基準の2.2.1(1)の②の設置方法のことを示しているのかそれとも十分な保安水準①分。
0:26:12	を適用する感知器の設置方法のことを指してるのかちょっとどっちだろうか、まず説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:26:45	匹。
0:26:51	はい。
0:26:53	関西の原子力事業本部熊倉でございます。今コメントいただきました点につきましては、火災防護審査基準上の①の事項。
0:27:06	失礼しました。最後審査基準上のことを指してますので、それがわかるよう記載について修正したいと思います。
0:27:16	はい。規制庁の岩野です。2、火災防護審査基準の2.2.1の(1)の②の書き方だということで、承知しました。火災防護審査基準の書き方は、あくまで感知器については消防法施行規則通り、
0:27:30	感知器と同等の機能を有する機器については、
0:27:35	23条4項で求めている網羅性と自治省令で求めている、感知性能を満たすと同等の設置方法で設置してくださいっていうふうにな、は、
0:27:46	な書き方になっていて、感知器が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:49	23条4項通りかもしくは同等の方法で設置するか、ていうか、ことを書いているわけじゃないんですね、感知器はあくまで23条4項等に設置するかしないかしかない。
0:28:00	なのでちょっとその辺注意して、
0:28:02	記載ぶりを修正していただければと思います。
0:28:06	ここについてすみません、追加で何か関西電力の方からコメントがあればお願いします
0:28:14	関西電力現職事業部牛島でございます基準のところを意図して書いてるところについてはですね、誤解を招かないように、できるだけ基準の趣旨に沿った形で見直したいと思います。
0:28:29	はい。規制庁の岩根です。そうですね。他の同じような記載で他のところについても同じような対応をお願いします。
0:28:36	すみません続いて、次にですね、ナンバー5のところに移りたいと思います。
0:28:45	すみませんちょっとこれもしかしたらすでに前回の審査会、ヒアリングの中で確認した。
0:28:53	かもしれないんですけど、我々としてはですね、この基本設計方針の読み方としてですね。
0:29:00	括弧Aのところでは2種類の感知器を選定していて、感知器の選定については(エ)の中で終わらせていると。
0:29:08	括弧Bについてはすべてのエリアについて、
0:29:12	火災防護審査基準の2.2.1(1)の②の通りに設置できるものを設置して、添設置できないものについては、2のところでは、
0:29:24	個別の設置方法、感知器の設置方法を記載していると、そういうふうには読んでいます。
0:29:30	(1)の推薦(エ)の感知器の選定の、
0:29:36	そうですね。
0:29:40	そういうふうには読んでいます。もしあの値、そういうふうな読み方ではないっていうことであれば、コメントをお願いします。
0:30:13	官邸の原子力事業本部クマクラでございます。
0:30:16	ろうは2のところにつきましては上手く現状の記載です等感知器、このような感知器をこのようなふうにつけるといふような記載にしておりますが、
0:30:29	その意図としましては感知器によって、つけ方っていうのは異なるので、このような書き方で、書かないと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:40	これらの設計についてはしっかり書けないのではないかというふうに考えておりますので、こういうふうな記載にしております。
0:30:52	そう。すいません。
0:30:55	例えばですね、その括弧Aのところの感知器の選定のところの書き方なんですけど。
0:31:02	(エ)の感知器の選定のところも同じように、基本パターンはこれですっていう書き方があって、そのあと、こういう場所については、この感知器を選定しますっていう書き方が、
0:31:13	されているんですね。何かそのエリアごとに感知器を選定するような書き方には(エ)のところはなっていないので、それと同じように、括弧Bも、私がさっき説明したような、
0:31:26	の書き方で書いていると理解していたんですけど、そういう書き方では、そういう書き方ではないっていうそういうことです。
0:31:36	何かAとBで、何かそういう書き方後、使い分けをした理由を説明してもらえますか。
0:33:04	関西電力比留間でございます。括弧以降のところでは感知器の戦闘と誤作動の防止を考えてる時はですね感知器の種別ごとにですね。
0:33:15	この感知器はこういう設計とすると、こういうところにこんな感じでは使いますと、そういったところで記載をまとめてございます。しかし今回ですね、審査の時に主眼となる括弧Bの設置方法のところなんですけど、前段のところの消防法施行規則通りに、
0:33:34	設置できる場所はですね、これは何の議論もないところであるかと、基本として書いてあるところかと思ってるんですけど、ただし書き以降の、
0:33:45	から右に示すところはですね、何がしかの本水準を適用する格好でですね、感知器、1種類目と2種類目のどこかに、
0:33:56	オン水準を適用する形で、設置方法も含めてご説明する内容ということになってしまう天津なっておりますので、現状ちょっとこのような書き分け。
0:34:08	になっているということでございますので、保安水準のかけ方とですねここはリンクした格好で今ちょっとこのような書き方になっているので、括弧Aの括り作りとですね、括弧Bの書きぶりに違い上でしまっているというのはご指摘の通りであるかと思えます。
0:34:34	すみません規制庁の岩野です。説明ありがとうございます。
0:34:38	そういう意味で、感知器、(5)。すいません。
0:34:44	ナンバーの、5番目のところなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:48	なんか
0:34:50	管括弧Bについてはもう感知器の設置のことについて、2 特化して書いて書いていると、各方針だと理解してたので、そういう方針で、
0:35:01	書いた方がわかりやすいんじゃないかなと思うんですけども。
0:35:05	関西電力の受けとめはいかがでしょうか。
0:36:22	安斉李の原子力事業本部クマクラでございます。
0:36:25	今岩野さんの方でお持ちになっているイメージとしては、今現状の記載なんですけれども、保安水準に係る記載の中には、まだ選定に係る部分の記載っていうのが、
0:36:39	見受けられると。なので、その選定に係るところっていうのは括弧Aで語るべきところであって、括弧Bのところに記載をしている、この保安水準に係る記載の部分は、
0:36:50	当然設置の記載のみであるべき、あった方が整理として、いいですよなっていうことをイメージしていらっしゃるということで、認識。
0:37:01	相違ないでしょうか。
0:37:04	はい。
0:37:06	その辺理解でいいと思います十分な保安水準。
0:37:11	野井を満たすように設置感知器を設置するっていうことだけが、括弧Bの中で分かれればいいと思いますので、炎感知器を置かなきゃいけないとか、
0:37:23	煙感知器を置かなきゃいけないとかっていうところはそれはあくまで選定のところの(エ)の話なので、括弧Bの中にはいらんじゃないかなと、理解をしています。
0:37:34	すみません規制庁の関ですけど、ちょっとイワノ言い方とほぼ同じなんですけど。
0:37:41	もともとこれ結局ポツのところでも前提の話を語っていて、2 ポツのところでも、設置方法って立ててる以上、立ててるんで。
0:37:56	結局のところはBポツ、括弧Bというのは、
0:38:00	その置き方に特化をして書くべきところなんじゃないのかなあということでもずっと話をきてきて、
0:38:10	私たちはそういう頭のもとで話をきてきていて、それでまあ前回だったかなあ。その時に、その設置方法については、
0:38:23	分かれ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:26	ここのところはやっぱりそういうところに特化して整理すべきなんじゃない、というところの記載が混在してますよね。混在してるよねっていうところまでは何か、何となく共通の理解な。
0:38:39	見てたと思ってて、それをちょっと綺麗に使用してもらおう。
0:38:44	いるのかなあとと思って
0:38:48	今日のヒアリング臨んでいたんだけどちょっとまだごちゃごちゃになってるんで。
0:38:52	ええ。
0:38:54	ちょっと通ってるところです。なので、ちょっとそういうふう整理した時によっぽど何か不都合があるんであればそれはそれでまた考えなきゃいけないんだけど、
0:39:07	やはりこういう立て付けになってる以上そういうふう整理をされるっていうのがフォーマルな考え方かなというふうに私たち考えますけれども。
0:39:14	その方針にちょっと違いがあるとまた困るんでちょっとここのところで1回確認させてください。
0:40:08	関西電力比留間でございます。今関さんがおっしゃっていただいた点はこちらでも理解でございます。その上でですね、こちらが悩み、ちょっと書き方について、ちょっと悩んだところとしては先ほどまで、
0:40:22	ご説明していたように、から2の方ですね、保安水準を説明するところの書きぶりになった時に、どうしてもエリア単位の感知器の、こういうつけ方をしますという説明を紐解いて書く必要があるよねという思いに至ったものですから、どうしてもこの色は2のところ。
0:40:42	読んでいくと、先例のこともまじった記載になってるねと、そういったご指摘に繋がってるんだと思っております。ちょっとこれをうまく整理しようと思うとですね、例えば一つの案としては、
0:40:57	この井戸新居の保安水準を設定するところはですね、ちょっと設置方法として、また江藤この下に別項としてですね、立てて説明を展開するかとかちょっと今そんなことを、こちらの中では考えていると。
0:41:15	たところでございます。まず、サイボー等におっしゃっていただいても理解した上で、保安水準の書きぶりのところの考慮して、まだ工夫が必要と、その認識でございます。
0:41:29	はい規制。
0:41:32	はい規制庁の関です。ちょっとぼやっと、私たちが
0:41:40	ずっと、これ私個人の考えかもしれないけど、
0:41:47	基本括弧Bのところはつけ方だけの話をしてるんだから基本的には所、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:54	どういう。
0:41:57	へえ。
0:42:00	感知器を持って、
0:42:04	こうでしょ。
0:42:05	選定しようが、このところではまず、消防法施行規則通りに、
0:42:11	取りつけるということをもまずは考えるんだ、原則だ。それを考えるんだ。
0:42:18	ていうのがまず書かれていて、その上で例外となる部分について
0:42:26	例外となるその十分な保安水準を、
0:42:30	を使うところについて、例外として増販 2 というふうに書くんだろうかと、 まず私は菅。
0:42:37	思ってますとその上で、
0:42:40	あとは、
0:42:46	李小鷹天井エリアっていう、例えばぼつであれば高天井エリアっていう ことを書いてあるんだけどその、
0:42:57	固有メディアというよりかは、その感知器を取りつけるにあたってその天 井高さが床面から 20 メーターを超える。
0:43:06	ようなシチュエーションであるときには、
0:43:11	あってそのまま、消防法施行規則通りにつけると、十分な感じ性能が発 揮できない。
0:43:19	シチュエーションである場合はこういう置き方をするとかっていうふうに シンプルに、
0:43:29	言うのかなというところがちょっと。
0:43:33	今拝見している。
0:43:36	へえ。
0:43:39	資料と、ちょっと私が個人的に思ってるところの率直な違いなんですけ れども。
0:43:45	ちょっとそのあたりをちょっと違いをどう、
0:43:49	いうふうに埋められるのかなあとというようなところで、話ができるといい かなと思うんですがいかがでしょうか。
0:44:00	はい。関西電力牛島でございます。今関様がおっしゃっていただいたよ うに、基本の障防法に従って設置するのを基本とするということはまず 第 1 番目のパラグラフ、括弧 B 項で記載してございまして。
0:44:15	ポイントとなりますのはその第 2 パラグラフのただし書き以降からです ね、2 から 2 に示すエリアはという、書いてあるところで、これが例外的 な措置を行うところについて保安水準についてひもといっているところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:30	ただ、おそらくですね、そのあとの第3パラグラフのここで十分な保安水準等ということで保安水準①②を定義して説明しているところ、ここまではですね個別各論の話というよりは、保安水準の定義というところで、
0:44:47	良いのかなと理解してございます。その上でやはりちょっと引っかかるところとしてはですね、移動はNEAT展開したところが、個別各論のエリアごとの説明。
0:44:59	という点で展開することになって、感知器の組み合わせの説明も含まれてたり、つけ方も含まれてたりということになるので、やはりちょっと今のお話を伺ってですね。
0:45:11	この保安水準の①②というものを設定したので、0102人の場合であればこういう設置の仕方をするんだと。
0:45:21	いうふうにですね、展開した方が、エリアごとにイロハニと説明するよりはですね、おっしゃってることに総務かなうのかなと。
0:45:33	というようなイメージを持ちながら、思ったところでございます。すみません一旦ここで切ります。
0:45:44	規制庁の岩根です。少々お待ちください。
0:45:59	すみません規制庁の関です。あんまり、すみません書きっぷりを大きく変えようとかこのイロハニの構成を全く変えようというつもりで私あんまり言ったつもりはないですね。
0:46:12	どちらかと言えば、※まず個別エリア。
0:46:17	主語に書いてますよね。
0:46:20	で、
0:46:21	これ自身は私たち自身はあまりエリア個別エリアでまず縛るということを必ずやらなきゃいけないというふうに思っています。
0:46:34	いないんですけれども。
0:46:37	持っていない。
0:46:39	ですね、どちらかと言えば、やはりこういう、
0:46:43	今まで議論してきたことっていうのは、こういう、
0:46:50	これこれこういう、
0:46:53	環境であるとか、例えば
0:46:58	そのまま工事をすると。
0:47:02	平均超えてしまうような、集団線量が出るような場合であるとか、ある程度そういうシチュエーション。
0:47:14	話をしてきたと思うんで。
0:47:18	そこがちゃんと書けてるのかなっていうのが一番。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:24	違うところです。で、
0:47:27	なんでそういう場合はこういう置き方をするっていうふうに書いてもらえればいいと思います。逆に、今ちょっと先ほどおっしゃられた、出た、
0:47:36	十分な保安水準 1 の場合はこういうやり方とかそういう意味ではないということだけちょっとしてという意味で、ちょっと発言の方させていただきますここまでちょっと私も 1 回切ります。
0:48:12	規制庁鈴木です。
0:48:14	ちょっと私から。
0:48:16	1 点お聞きしたいのと、ちょっと
0:48:21	技術的な話ではなくて手続き論として、
0:48:26	お話をしておきたいことがありますまず一つ、1 点、技術的にお聞きしたいところなんですけれども。
0:48:33	一応 1 の、
0:48:36	29 ページ。
0:48:38	のを、
0:48:40	例えば、
0:48:41	井出言っている。
0:48:44	赤天井エリアというのは、
0:48:47	感知器を、の組み合わせを、
0:48:53	説明しないと。
0:48:56	十分な保安水準。
0:48:59	それを確保できているということを説明しきれないというふうに、
0:49:04	考えて書かれているんですか。
0:49:07	まずその説明をお願いします。
0:49:18	関西電力牛島でございます。今野スズキ様のご質問につきましてはですね、例えば小伊井ポツをご覧いただきました時に、またか天井エリアというスタートの仕方がどうかというのはちょっと今議論のあるところだと思っておりますけれども。
0:49:35	天井高さが床面から 20 メーターを超えるようなエリアで、こういった場所については、1 種類目はアナログでない炎感知器を使いますそれは、消防法施行規則通りなので、
0:49:49	ここ本水準を設定するところではございませんと考えた上で、2 種類目のところについてが、どう、設置した場合と、同等な水準で、設計施工か設計は困難であるので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:05	2種類目を保安水準②を満足するように設計しますというふうに書き分けてございます。なので、二つの種類を組み合わせることによって満足してるかっていうのは、安全会議、コメントをいただいたところでありまして。
0:50:21	一緒に梅野間地形は消防法施行規則通りで満足できてる場所は、そのように書いて、2種類目で保安水準を適用するといったところはこのように変えた。
0:50:31	そういう書き分けはささせていただいたところでございます。
0:50:37	規制庁鈴木です。その説明は理解できます。ただ、
0:50:42	そうすると、今の同じページの両括弧Bの2段落目のただし書きの、
0:50:50	123
0:50:54	3行目 4行目 5行目のところですね。
0:50:58	火災感知器を消防法施行規則に定められた方法またそれと同等以上の方法により設置することが適切でない。
0:51:08	というところについて、
0:51:11	から2、
0:51:13	示すんだよ。
0:51:15	そこは十分な保安水準でを確保できるように設置するんだよって説明になっているので、
0:51:23	消防法施行規則通りにつけている内容が、なぜの中に、
0:51:30	説明が必要なのかっていうところがちょっと何か不整合があるような気が。
0:51:35	するんですけどいかがでしょうか。
0:51:41	関西電力牛島で現職事業本部周までございます。今おっしゃっていただいた点は、甲斐委員、記載のそごというか、そういった点おっしゃっておられると理解をいたしました。今の確かに書き出しのところではですね。
0:51:57	何て言うんでしょう。そう言ったことについて対応することができないので、保安水準を適用して達成するという書き出しになっておりますので、ここは
0:52:10	以降、展開してるものですね、いずれか1種類でのですね保安水準を適用するものがあれば、そういったものをする適用して
0:52:21	委員からろうは一で、設計しているということでございますのでちょっとこの書き出しの部分ですね、ちょっとそこを見直す必要があると認識をいたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:32	規制庁鈴木です。多分そ、今の話で共通の認識が取れて、おそらく関が言っていたことにも合致するんじゃないかなというふうに今、
0:52:44	印象を受けました。ちょっとそれはまず一旦技術的な話なんで、置いていてですね。
0:52:50	一方で手続き的な話のところ、
0:52:54	からすると、まずこの火災感知器について、
0:53:00	設置許可基準規則を、技術基準規則って、求めているところは、
0:53:06	変わらなくて、要求してるところは変わらなくて早期に火災を、
0:53:13	感知しようねっていうところを、基準要求としていると。で、それに対して、関西電力は設置許可の方で、
0:53:26	火災の影響を限定できるように早期に感知するんだ。感知器については、
0:53:35	藤。
0:53:36	原理の異なる。
0:53:41	ちょっと待ってくださいね。
0:53:47	今の話、今のまず火災の影響を限定して、早期に感知するんだっていうのは、資料1の27ページの、
0:53:56	下側の方で両括弧2、火災の感知及び消火の一段落のところ、ちゃんと書いてありますと。で、
0:54:08	異なる種類の感知器を選定してくるんだっていうところも設置許可の方で、火災感知器のところの設計方針としてうたっていて、
0:54:20	そこについては、資料1の28ページの、
0:54:25	ボツの両括弧Aの1段落のところに書いてあると。
0:54:30	で、次に、施設購入の手続きとして、火災感知器って何をしたらいいかっていうところですけども。
0:54:39	まず、火災感知器については、
0:54:46	別表第2の4オクデ求めるものではないというところは共通の認識でいると思っているので、
0:54:55	あとは、この基本設計方針の中で、設計方針をどういうふうにかいて書くかってことなんですけれども。
0:55:03	異なる種類の感知器を組み合わせるってことはもうすでに、
0:55:07	書いてあって、あとはどんな感知器を選定してくるか。
0:55:15	どういうふうにかいて設置するかって言うところを、火災防護審査基準の方で求めるよっていうところが、
0:55:24	書いてあるだけなので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:26	この、こういったエリアではこういうものを組み合わせるようになっていうところまで、
0:55:33	言わなくても、手続き上は、手続きできるんじゃないかなって。
0:55:40	思うんですね。
0:55:42	そこのところっていうのは、やっぱり本文事項として、組み合わせまで、こういう、こういう場所にはこういうふうに組み合わせるっていうところまで、
0:55:52	基本設計方針として、
0:55:55	出さないと。
0:55:57	説明しないと。
0:55:59	手続き、
0:56:02	が不足するというふうに関西電力は思われているのかどうかちょっとその辺を、
0:56:08	確認したいんですけれども。
0:56:58	はい。関西電力軽食事業本部比留間でございます。今許認可手続き上なので、考え方というところでスズキ様から整理をいただいたと理解しております。
0:57:10	今、従前の書き方がどちらかというです、細かいエリアのところの組み合わせも含めて設置方法も含めて記載していたところ。
0:57:21	そこをちょっと踏襲しながらですね、従前というのはこの設工認の申請の入口論で、ちょっと細かく書いたところからお起点としてという意味合いでございます。
0:57:33	鈴木さんのおっしゃるようになりますね設置許可の本文天端力、展開してきた世界から考えればですね、今のこの設置方法のところは、
0:57:44	まず基本として障防法今回のバックフィットの、ご確認いただいている点としてですね、消防法施行規則通り設置するという基本方針はまず書かれて書いていて、
0:57:55	あとは、どうしてもそのようになれない場所についてはですね、保安水準を設定して、こういった場所についてはこういう設置の仕方をしますと。
0:58:06	ということが書いてあれば、必要十分かなという点かと。そのように、今おっしゃっている点はその通りで理解しております。ただ私ども今まで新3名中ですね、エリアでありますとか、そういったことについてどうしても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:22	設置できないところについてのですね、説明を展開してきたことでもございましたので、記載がですね、高天井エリアはという、そういった書き出しからですね。
0:58:34	説明院長で、ちょっとこのように基本設計方針に落とし込んで書いてきたところでもございまして、そこにこだわりがあるかと言いますと、先ほど来おっしゃっていただいたように例えば、
0:58:46	天井高さが床面から 20 メーターを超えるようなところについてはこういう感知器を、こんな設置の仕方をしますと。
0:58:53	ということが書いてあればですね、あそこは満足されるのかなというふうに今やりとりをして、感じた次第でございまして。
0:59:04	一旦ここで切ります。成長スズキですありがとうございます。本庁側の方は今の、
0:59:10	私の技術的な確認の話と、手続き上の話について、何か意見ありますでしょうか。
0:59:25	設計率。関です特にありません。はい。
0:59:29	よくよく整理をしていただくとそういうことだと思います。
0:59:35	はい。規制庁鈴木です。ありがとうございます。
0:59:39	とりあえず、規制庁としての考え方は今私から次から、どういふのから話した内容をということですので、
0:59:51	これまでの審査の中で、各エリアでどれとどれ組み合わせて、ちゃんと本当に、両方とも施行、消防法施行規則通りなのかそれとも、
1:00:03	1 項は障防法消し施行規則通りでもう 1 個は十分な保安水準なのか、両方とも十分法な支持水準なのかということを事細かに結構聞いてきてるのでちょっと混乱を。
1:00:15	してしまったかもしれないところは申し訳ないです。それを聞いているのはバックフィットのしょっぱななので、各G、
1:00:24	基本設計方針に落とし込むところが漏れがないとか、そういったところを確認したいがために、いろいろ細かいところの設計までお伺いしてるところもありますのでその辺は、
1:00:37	ちゃんと添付資料側を、関する説明書の方にしっかり組み合わせ一覧だとかですね載せていただいているので、
1:00:47	確認はできるとしておりますので、ちょっとそういう技術的な話と、手続き論の話において、基本、本文の方は何を書いたら、
1:01:03	いいかなっていうところを、改めて考えていただいて再度整理されたらいいのかなというふうに思いました。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:17	関西電力原子力事業本部嶋でございますありがとうございます。今のちょっと技術的な点とですね、許認可の手続きの両面から整理いただいてありがとうございました。
1:01:28	そういった観点からですね、ちょっとエリアに縛られた方とかそういったところに、限定的な書き方にならないように、設置方法に主眼を置いてですね。
1:01:40	書き方を、隣接するというか、スリム化するというか、ちょっとそういった必要があるというふうに認識をいたしました。
1:01:48	おっしゃっていただいた点について、拝承でございますので見直しを検討いたします。
1:01:54	はい。規制庁の岩野です。すいませのため確認なんですけど、イロハのいろはにイロハの構成については特段変わらないと思ってよろしいですかね。
1:02:05	それとも、そこから管構成を変えようと考えておられますか。
1:02:11	主観性年度ウシジマでございます。移動は2のですね例えば書き出しの高天井エリアとかそういった書き出しは直すとしましてもですね、構成については基本的にこのカテゴリーっていうんですか。
1:02:24	天井高さ20メートルを超えるエリアでこういうつけ方をしないとイケないとかその考え方が変わるものではありませんので、構成は変わらずに、記載内容で絞り込むと、そういうご理解をお願いいたします。
1:02:37	はい。規制庁の岩根です。よくわかりました。すいませそれではそのようにお願いします。
1:02:42	次、はい。
1:02:44	規制庁の関ですはい。私も大体、
1:02:49	認識としては一致しましたのでその形でお願いします。
1:02:53	最後仕上げなんで、
1:02:57	その作法にのっとして、基本設計方針を綺麗に描きたいとそういう趣旨での議論ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます以上です。
1:03:09	はい。規制庁の岩野です。すいませ。そしたらですね6番のところはもう、ほぼ同じ内容なので、
1:03:17	ほぼ同じ内容なのでほぼ読むだけかと思うんですけど、ここについてもですね、
1:03:23	感知器の選定については(エ)の話なので異なる2種類の感知器とかっていう部分については、19する記載になるんじゃないかっていうところですね。あと7番のところについては、先ほど鈴木の方から

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:37	もう説明、色説明されてした内容ですので、これについてはちょっと割愛いたします。
1:03:44	それから 8 番についてはこれ先ほど関の方から説明したもので、エリアの名称じゃなくて環境条件とかで、書き分けた方が明確になるんじゃないかというところでこれも割愛いたします。
1:03:56	すいません続きまして 9 番の
1:03:59	すいません、678 番について、認識のご理解の方いただけますでしょうか。
1:04:10	はい。葛西福嶋でございます。今までのご説明いただいた内容で 678 については理解をいたしましたので拝承でございます。
1:04:19	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。続きまして 9 番のところですね、括弧Bのハの 2 行目のところですね。
1:04:29	すいませんこれ高放射線エリアの話なんですけども、
1:04:36	これまでの審査会合では、火災感知器が消防法施行規則通りに設置できないのは、個人戦、個人被ばく線量等集団線量の両方が満たせない。
1:04:46	からですというふうに説明をしていたと思うんですけども、今の基本設計方針については個人線量の話しか入ってなくて集団線量の方にしか、はい。
1:04:58	の話しか入ってないんですね。これはなぜなのかとかなぜ入れてないのか、入れるべきだと考えてるんですけどその辺のところ考えを説明していただけますでしょうか。
1:05:28	関西電力原子力事業本部の牛島でございます。集団線量につきましてはですね記載の段階で説明の過程ではですね、個人線量と集団線量両面から、それぞれについて理由があって、設置ができないと。
1:05:44	いったことを説明してございました。記載が、集団線量について記載しなかった理由はですね、法令等に基づくものではなくって、私どもの内部的な
1:05:57	目標といいますか、そういったことを加味しての設定でございましたので、記載としては一段、下げた方がいいのかということでちょっと記載を、が落ちてるところがあるのですが、
1:06:10	理由としてはですね集団線量も含めて、設置できない理由でありますので、今のコメントを踏まえまして、記載することについては異論はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:22	はい。規制庁の岩根ですありがとうございます。各際にですね、集団線量とかってところの用語の使い方についてはもし保安規定とかですね、そういうところで何か
1:06:34	記載があるのであればそういう本規定とかに合わせた記載にするなどちょっと
1:06:40	言葉の選び方っていうんですかねそういうところは気をつけていただけますと幸いです。
1:06:45	関西電力の方、ご理解いただけますでしょうか。
1:06:51	はい、関西電力島でございますはい。本規程に引っかかるところではないのですがちょっと書き方については工夫するなという認識でございますので、検討いたします。
1:07:06	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。よろしく申し上げます。続きまして何、ナンバー10ですね、海水ポンプエリアの炎感知器を設置していない箇所があると思うんですけども。
1:07:19	まずその部分に火災防護上重要な機器等が設置されているのかどうかってところ事実関係すいません、もしかしたら1度説明していただいていたかもしれないんですけど。
1:07:30	すみませんが、もう一度説明をお願いします。
1:07:40	関西電力吉澤でございます。
1:07:43	東海ポンプエリアにつきまして感知器の設置していない、白抜きの部分ですね、そこに開設トレーナー等の安全停止に必要な機器ございますけども、
1:07:56	金属筐体に、
1:08:01	継続状態の中に入っていて、配管と同じ扱いと、火災による機能喪失はないものということで、
1:08:12	下、重要機器、
1:08:14	ではあるけども火災による影響はないという、そういう整理をさせていただきます。
1:08:24	規制庁の岩根です。火災防護上重要な機器等は設置されているということですね。イエスですよ。はい。
1:08:36	やっぱイエスと。
1:08:37	はい。関西電力吉澤でございます。設置許可時のまとめ資料の整理には、連絡弁であるとか、そういった火災影響の受けないような、
1:08:51	機器についても火災防護上重要な機器になってございます。ただ火災時に機能が喪失する恐れはないということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:02	感知器の設置は必要ないということで整理してございます。
1:09:16	規制庁の岩野です。少々お待ちください。
1:09:31	規制庁スズキでちょっと、
1:09:34	補足で、
1:09:36	確認したいんですけど今、
1:09:40	説明していた、いただいた
1:09:44	排水ポンプの周辺以外のところっていうところは、
1:09:51	前回の
1:09:54	ヒアリング資料 3 の、
1:09:57	6 ページ。
1:09:59	の、
1:10:01	第 3 の 7、20 で言うところのあたりなのかちょっと説明をお願いできますか。
1:10:32	関西電力吉澤でございます。
1:10:37	資料、第 3-7-2 図なのでこれでいくと、海水ポンプという矢印あって黄色ハッチングされている部分の上の部分に、
1:10:50	四つずつ、合計 8 行を並んでいるのがこれが海水ストレーナーになります。ですんで海水ポンプから配管でこのストレーナーとって、今、
1:11:05	海水が流れるというそういうふうになっております。ただこの情報の白抜部分、ここには笠井セキの創出するようなそういった機器はないということでございます。
1:11:19	逆に海水ポンプの下の方のエリアは、ロータリー冷気だとかロータリースクリーンで、海水水の一般ゴミを除去するような、そういった機器が並んでるといってそういう配置になってございます。
1:11:39	規制庁スズキです。位置関係はわかりました。
1:11:43	ロータリースクリーンだとか、その辺のところ、
1:11:47	ていうのは、
1:11:50	もともとこの海水ポンプで海水を取水して、海水系の冷却の機能として、
1:11:59	直接関連するようなものだったり或いはそもそも、
1:12:04	海水系の系統の一部だったりするのかなどか。
1:12:10	その説明をお願いできますか。
1:12:19	関西電力吉田でございます。ロータリースクリーンであるとかそういった機器については、排水系等に必須という位置付けではなくて、設備強度についてもCクラスという低いせまで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:37	設備でございます。
1:12:39	戸塚新城スズキです。わかりました。ありがとうございます。私から以上です。わかりました。
1:12:52	ちょっと。はい。規制庁の岩野です。すいません。
1:12:57	ストレナーについては、火災防護上重要な機器であるということで承知をしました。
1:13:05	そうするとですねちょっと質問の後段のところなんですけど。
1:13:10	火災防護上重要な機器が設置されているので、海水ポンプエリアの火災区域とか区画の設定の見直しっていうことは、これはできないというふうに理解してよろしいですか。
1:13:28	はい。関西電力吉澤でございます。安全停止に重要な機器がある以上区域設定は必要かと、いうふうにこちらを考えております。
1:13:44	そういうことですね。うん。
1:13:46	はい。規制庁の相場です。ここについては承知しました。
1:13:50	区画の火災区域区画の設定というところはもう変更はできないということで承知をしました。
1:13:57	規制庁続きでちょっと補足で聞きたいんですけれども、区域の設定を変更することはできないことは今の説明で理解できたんですけれども。
1:14:09	赤が色一点鎖線の価格をさらに細分化する、する。
1:14:20	ていうところは、
1:14:22	そういったことも特段やれることではないという、
1:14:29	何かしらの
1:14:31	例えば区画の、
1:14:35	海水ポンプがあるところ、先生からその上が下側ってところで、やっぱり各部として明確に区画化できるような、
1:14:44	明確なものがないので、できないとかそういうことでしょうか。
1:14:58	関西電力原子力事業本部嶋でございます。今おっしゃっていただいた通りですね火災区域という青でくくってあるところについては見直しはできかねるといったところをまずご理解の通りでございますんで、その上でですね、丹羽スズキ様おっしゃっていただいたように、浅井校区というところに着目した場
1:15:18	にですね、国の定義からいきますと、系統分離とかそういったところのあれに応じて、区画を設定するという考え方でございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:29	海水ポンプのところはですね、火災防護上重要な機器ということで、本ブーの系列間ですね、系統分離するとか、そういったことで、区画ということを設定してございますが、
1:15:45	今その区画を大きく切っておりますので、今はその海水ポンプのところですね、本当の意味ではその系統分離の状況に応じて、対象となる火災区画というふうに考えればですね。
1:15:58	この青の中で、火災区画として、細かく切り直すとすればですね、海水ポンプのところと、そうでないところという形の切り直しというのはできるかなということは今ちょっとこちらの中では考えております。
1:16:14	すいません今のちょっとご発言を受けて今ちょっとこちらの中でもそういう考え方もできるなという話をしていたところでございます。
1:16:23	規制庁鈴木です。
1:16:26	ちょっと今の説明。
1:16:27	規制庁、鈴木です。
1:16:29	けれども、
1:16:32	系統分離という観点で、火災区画を細分化していくという、
1:16:39	2人は、
1:16:40	その絵の中でいうと、縦方向に、
1:16:44	区画を細分化していくしかないということになるという結論なんですか。もし、さらに細分化するとしたら、
1:17:12	はい。
1:17:42	うん。そうそう。今聞いたのはそもそも土肥社員の藤間でございます。今都築様がおっしゃられてた点についてちょっとこちらの中でも、確認、協議しておりました。系統分離という観点に即してですね。
1:17:58	区画を細かく切っていくとなっていた場合にですね、3号機と4号機で分割するのとか、3号機の中のAとBで分けるのとなると、これはまた従前の建屋内の区画の切り方とまたちょっと違ったことになって参りますので、あくまで火災防護の対象区域で系統分離、
1:18:18	必要な海水ポンプというものに着目してですね、海水ポンプのあるところを一つの火災区画という形で、ブロックとして切ったらええことで、
1:18:32	区画と設定するのがいいのではないかというのを先ほどイメージしていたものでございます。なので、縦方向で切り直すというイメージではございませんでした。
1:18:44	規制庁鈴木です。ちょっとやっぱり矛盾はをはらんでいて系統分離っていう、いう話をしてしまうと、あくまでも系統分離なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:55	縦方向しかないように、1、見えるんですがそうじゃなくって、
1:19:01	火災防護上重要な機器を火災防護する上で、その確実に防をする。
1:19:12	ための、例えば発生防止だとか感知消火だとかってして、
1:19:18	そういう設備設計をしてく上で、
1:19:21	何て言うのかな。
1:19:24	より確実にできるように、
1:19:30	区域を細分化して、それぞれの区域ごとに、設備設計をしていくんだって いうことであれば系統分離っていう話をそこに持ち込む。
1:19:39	もちろんの方がいいのは当然そうだと思うんですけど。
1:19:43	そこに持ち込まなくてもこの話。
1:19:45	ていうのは、議論できるというふうに思ったんですけど、系統分離って いうこと、何か。
1:19:52	枕詞言わないと。
1:19:54	ご説明できないんですかね、ここについては、
1:20:03	関西電力牛島でございます。今私の申し上げた点がですね系統分離と いう言葉を入口に置いたがゆえにですね、そこにとらわれた御説明にな ったというふうなところで、今鈴木様がおっしゃっていただいた。
1:20:16	火災防護上重要な機器のめりはりという意味合いでですね、ポンプのと ころの区画化して、それ、そうじゃないところを差別化する意味で ですね、区画を分けて考えると。
1:20:30	いう方がおっしゃってるところの方がですね、その通りかなというふうに 私も思いましたので、先ほどの系統分離に即してという言い方は訂正さ せてください。
1:20:43	規制庁する技術このエリア、ここの、
1:20:46	区画についてはそういう、そういうふうに考えればリーズナブルにできる んじゃないかという説明で理解しました他のところで系統分離に考 えて。
1:20:57	区画を細分化するところもあると思いますんでそれが全くないというわ けではないということも理解していますので、私の方からは以上です。あ りがとうございます。
1:21:12	規制庁の今の少々お待ちください。
1:29:28	すいません規制庁の岩野です。お待たせしました。すいません。ナンバ ー10のところについてはとりあえずこちらの方で引き続き確認をしま す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:39	すいませんちょっと時間が大分超過しております、あと二つぐらいの通りなんですけども。
1:29:46	このまま続けるのかそれとも次、明日以降にまた日程調整するのかっていうところちょっと回答いただけますでしょうか。
1:29:58	関西電力牛島でございます。申し訳ございませんが引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。
1:31:08	ちょっと。すいません。規制庁の今野です。すいません。
1:31:12	今の、聞こえてますでしょうか。
1:31:15	ちょっと。
1:31:17	いや、あのマイクちょっと入ってませんでした。
1:31:20	関西での原子力事業本部でございます。温泉の方、申し訳ございませんがすいません。もう一度言ひます。
1:31:28	すいませんそれではナンバー11番をお願ひします。ナンバー11番のところですね、
1:31:35	これ前回、前回、屋外と屋内の防護設計方針、同じですか。違うんですかっていうのを聞いて、お聞きして
1:31:47	同じだと考へているけれどももう一度ちょっと、よくかん確認して検討して回答しますみたいなことをおっしゃってたところの点をちょっと改めてお聞きしたいというものなんですけど。
1:31:58	ちょっとここに書いてある通りなんですけど、海水ポンプエリアについて若泉ポンプ周辺に感知器を設置して、感知主排水ポンプ入江海水ポンプの周辺以外は、会議感知器を設置していないことであつたりだとか、
1:32:11	空冷DGについては資格がある設置をしていますし、感知器の設置の仕方をしているっていうところで、そもそもその屋外と屋内の火災の防護方針っていうのが違うんじゃないか。
1:32:23	というふうに見えるんですね。すみません改めてなんですけども、同じ同じ方法方針なのか違う防護方針なのかっていうところ、すいません、回答をお願ひします。
1:33:17	深津出野原子力事業部の熊倉でございます。今回提出した資料1のですね、22ページのところをご覧いただきたいのですがよろしいでしょうか。
1:33:35	はい。規制庁の今野です。お願ひします。22ページですね。
1:33:39	はい。22ページです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:45	屋内等、不具合のエリアについて、設計方針が違うのかどうかということだと思んですが、消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象であるかどうかということ、まず 1 番目のフローで
1:34:02	分けてございます。このように、別のものというふうに考えてございます。以上です。
1:34:10	規制庁のイワノです。あれですね、火災もそもそも防護、火災の防護方針が屋内と屋外で違うように整理しているという回答ですね、すみませんのために、
1:34:21	確認させていただきます。
1:34:27	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。今岩野さん、今の方でおっしゃっていただいた通りで、方針が違うということでございます。以上です。
1:34:38	規制庁の今野です。ありがとうございます。それっていうのはですね、すみません鈴木さんお願いします。私ちょっとスズキでちょっと今の話が何かすれ違ってたように、
1:34:49	聞こえたんですけども、
1:34:53	資料 1 の 22 ページの一つ目のひし形はあくまでも、
1:34:59	換地機能。
1:35:01	感知器を設置するに当たって、
1:35:04	消防、火災防護審査基準で求めている。
1:35:09	消防法施行規則 234 をの、
1:35:15	対象エリアかどうかを、
1:35:18	聞いた。
1:35:20	わけではなくって、そもそも、
1:35:23	火災防護の方針自体が屋内と屋外で違うのかっていき、
1:35:29	今野のほう聞いたんですけども。
1:35:32	これどちらを説明していますか。
1:35:42	関西電力現職事業本部牛島でございます。火災防護の設計がという言葉をおっしゃっていただいたときに、ちょっと広範なイメージになるかと思ってまして、今私どもは感知器の審査をとらまえたときに、感知器設計の考え方という意味合いで、
1:36:00	屋外と屋内について、消防法施行規則にのっとって、適用対象か否かということでこのフローは 22 ページ、整理してございます。ですので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:10	22 ページでお示していますのは、この増設工事における感知器の設計の考え方として、エリアで、仕分けをして、それぞれの設計をパターン分類したものがこのフローということでございます。
1:36:24	なので火災防護設計というおっしゃり方をされた場合は、消火設備だとか、系統分離だとかいろんなものも含めたもの、ことを指してしまいますので、私どもが申し上げたのは感知器設計に適用した場合のフローでございます。
1:36:43	規制庁鈴木です。つまり
1:36:46	設置するにあたって消防法施行規則 2034 法通りに、
1:36:51	設置で器用と思うけれどもそもそもそういうふうに、
1:36:55	瀬古久貝は設置できないっていうのが前提だよ。だからこそ、このフローチャートで見ると、
1:37:03	1 種類目も 2 種類目も、
1:37:06	保安水準②。
1:37:08	を適用できるような設置の仕方を工夫しますって書いてあるとそういう理解ですよ。
1:37:17	はい。加瀬牛島です。今鈴木様のおっしゃった通りです屋外についてご理解の通りです。
1:37:24	規制庁鈴木です。私は関西電力の説明については、認識できたんですけども、本庁側はいかがですか。
1:37:39	すいません。規制庁の岩根です。少々お待ちください。
1:43:34	はい。規制庁の今野です。すいません。お待たせしました。今説明していただいたので理解はしました。
1:43:43	念のためなんですけど今、さっき説明していただいたような
1:43:49	屋外については河西管地域の設置の方、
1:43:52	方針っていうのが違うっていうのは、新基準の時には、どういうふうに説明をされていたのかっていうところ、説明していただけますでしょうか。
1:44:28	関西電力、牛島でございます。再稼働の際のですね頭にはですね異なる感知器を 2 種類設置するというのもって、屋外の施設でもですね海水ポンプエリアについては、
1:44:42	この感知器等、アナログ式の熱感知器をですね、ポンプの油のためのところをねらう形でつけるという説明はさし、してございます。ただですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:57	その時には今回のバックフィットの議論のようにですね、消防法施行規則通りにつけているか否かという設問でですね、そこを細かく議論したということではございませんので、
1:45:09	あくまで海水ポンプエリアであれば、炎とアナログの熱を、ポンプの下部に油の近傍に設置すると。
1:45:19	いうことをご説明して、異なる感知器がちゃんとつくんだねということをご理解いただいていたと、そういった説明でございます。今回は、消防法施行規則通りか否かということについて、
1:45:31	そこをきちんと見ていただいて、そこを確認いただいて、それに対する設計として、今確認いただいているので、こういった細かく、分けたフローで整理した。
1:45:47	括弧になってきていると、そういったことでございます。
1:45:52	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。新基準のところの時点については、そこまでそういったところの観点で明確には説明はしていなかったと。
1:46:02	今回それを明確化するってということになるのかなと思うんですけど、そういう形で、感知器を設置セキの設置を設計すると。
1:46:13	そういうことで理解をいたしました。ここについては新基準の資料とかです。見ながらこちらでも引き続き確認をしたいと思います。
1:46:21	少々お待ちください。
1:46:25	はい。すいませんこれについては、こちらから特区これ以上、何もありません。
1:46:31	あと関西電力の方から十一番について何かあればお願いします。
1:46:42	お願いします。松江委員原子力事業本部熊倉でございます。十一番につきましては、特段ございませんので、よろしく願いいたします。
1:46:52	はい、規制庁の伊ワノですありがとうございます。続きまして12番をお願いします。
1:46:57	12番のところですね。
1:47:00	これは今まで屋外と屋内の話だったんですけど、今回は11分12番については屋外の中で、海水ポンプエリア等、
1:47:11	藤阿藤ですね、空冷DGエリアで資格のありなしっていうところで、設計に違いがあるように見えるんですね。
1:47:23	この二つのエリアについて設計に違いが、防護設計に違いがあるのか、防護設計というんですかね火災感知器の設置の設計に間違いがあるのかなのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:34	ていうところを説明してもらえますでしょうか。
1:47:49	関西電力吉澤でございます。海水ポンプ空冷DGどちらも異なる2種類それぞれ火災防護所重要な機器等に対する火災の影響を限定できるようと。
1:48:03	ということで保安水準②を適用しているエリアでございます。設置方法が異なるのは、この保安水準までに満足する、させるための設置。
1:48:17	が、海水ポンプの場合は魔法のを、両方からねらわないとこれできないというふうに判断したものでして、空冷DGは火災区域がそれぞれ、
1:48:31	単独で、建材して離れて設置されているというのもあってですね、両方から願わ吸わずとも保安水準②を満足できると。
1:48:42	ということで、それが設計の違いになっているということで、この保安水準02を満足させるようという考え方を同じでございます。
1:48:59	規制庁の岩野です。ありがとうございます。すみません少々お待ちください。
1:49:24	はい。
1:49:25	はい、規制庁の伊ワノs承知しました。
1:49:29	そう。そういう設計であれば、それがわかるようにですね、
1:49:38	今説明していただいたこと、内容補足説明資料なりに落とし込むようにお願いします。すみません鈴木さんから何かあればお願いします。
1:49:53	規制庁スズキです特にありません。
1:49:58	はい、規制庁の今野です。ありがとうございます。すみませんそれでは最後に、江藤所長松田。
1:50:07	はい。すみません。
1:50:09	12番についてはこれで以上になります。ちょっと1010番のところ、お聞きしたこと、ちょっと更問なんですけども、ストレナーについては、
1:50:21	金属筐体に守られていて、外で火災が起きても全く影響がないってことを確認されているような説明をというような説明をされていたんですけど、それは何かその火災影響評価の中で、
1:50:34	やっているものですかねその。
1:50:37	どういうふうに、
1:50:39	火災の影響がないってことを確認したのか、新基準で説明していたのかとかっていうところをちょっとす。
1:50:45	資料等、すみません説明していただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:40	関西の原子力事業本部熊倉でございます。今伺っていた件につきましては過去の資料をですねを確認いたしまして、別途案提出させていただきたいと思います。
1:51:56	はい。規制庁の今野です。そのようにお願いします。
1:52:00	ここまででこちらから確認したいことはすべて出し終わったんですけども、関西電力の方から全体通して何かあればお願いします。
1:52:13	関西電力吉沢でございます。一つグレーチングの設計についてですね、いろいろやりとりさせていただきまして、現在提出している資料では、グレーチングの上部に煙感知器、
1:52:32	あと、熱或いは炎感知器を設置すると、グレーチングの下に炎感知器を設置するということで障防法通りというふうに設計するという指示を出してますけども。
1:52:46	ちょっといろいろこちらで確認したところ、原子炉格納容器の中のループ室と加圧器室なんですけども、ここはグレーチング会が多層にわたっておりまして、
1:53:00	放射線量が高い場所を含むエリアにもなるというところで、5個のものをつけられないとつけたとしても、
1:53:14	網羅的につけることができないと、ということがわかりました。ですんで、ここにつきましては、グレーチング面に煙と熱、
1:53:27	従来の設計、障防法通りと従来言ってきた設計になりますけども、グレーチングではありますが、従来の設計とさせていただきまして、
1:53:38	同等水準で感知できるよという保安水準を、
1:53:44	適用させていただきたいと、今考えているところでございます。同等水準で感知できるようにという場合には、その同等水準の、
1:53:54	理由とか、その辺の資料提出も必要かと考えておりますんで、それにつきましても、早々に作成して提出させていただきたいと考えております。
1:54:10	はい。規制庁の今野です。十分な保安水準を適用するのであれば、十分な保安水準が満たせることがわかる技術的な資料が提出されると。
1:54:21	ということで、理解はしました。
1:54:24	すいません、この資料というのは、すぐに出てくるものですかねもし十分な保安水準で整理するのであれば、会合の中に入れておかなきゃいけないものだというふうに理解してるんですけども。
1:54:36	ちょっとその資料の提出のめどみたいなものがあればお願いします。
1:54:42	関西電力吉田でございます。今回補足説明資料、すべて一気に出せないということで、先週、利息分を出して、今週、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:54	残り分出すということで進めておりますので、今回このグレーチングの追加となった設計の説明についても、金曜日に、
1:55:07	提出する資料に含めてですね、一緒に出したいというふうに考えております。
1:55:16	はい。規制庁の今野です。とりあえず金曜日に資料が提出されるということで。承知いたしました。
1:55:24	そうですねすみません。一つお待ちください。
1:55:32	はい。規制庁の岩野です。すみません。そうすればですね、次は、スケジュールの話に移りたいんですけども。
1:55:41	すみません関調査官お願いします。
1:55:45	規制庁の関です。ちょっと前回お話してた中で、品質、
1:55:55	同等のファン水準使うところについては、やっぱり審査会合しましょうよねって話になっていて、今のところそれを2月の7日の週の、
1:56:08	7日ぐらいに置こうかなっていうところで動いて、
1:56:13	ごめんなさいまずは目標にしてというようなことで今まで進めてきたかと思ってます。それで、
1:56:24	ちょっと今日まで一応やってきてはいるんですけども。
1:56:28	同等の保安水準を使うエリアがちょっと今日の段階においてもちょっと府さらにこう増えているっていうような状況。
1:56:41	があるんですけども、そこがまず関西電力としてしっかり固まるのが、
1:56:49	いつなんでしょうかねっていうのをちょっと確認をしたいんですけどもちょっとどういう目算なのかなっていうのをちょっと。
1:56:59	確認してもいいですか。
1:57:04	関西電力吉澤でございます。今回ループ室等、加圧器室について、保安水準適用するエリアとして追加になりますけども、その他、
1:57:16	今後追加になるエリアはないと、いうふうに考えてます。設計についてはすべてのエリアで具体化できてきてますので、そのように考えています。
1:57:30	はい規制庁の関です。追加するものはもう、今日ご申告いただいたので最後だ。
1:57:38	というふうに、
1:57:40	な前提で話をします進めます。
1:57:44	で、それを今週の金曜日までに出すということですけども、次に、審査会合、どの資料を使ってやろうか。
1:57:55	ていうのは、関西電力の方で岡がありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:01	私たちとしては同等な保安水準のところの、今日、
1:58:08	共通の理解ができるっていうところが必要なので、
1:58:15	まず、基本設計方針の例外のところになるパターンが、
1:58:21	これで、
1:58:22	がまず綺麗に書き分けができていうことと、
1:58:28	あと三分、
1:58:30	今まで確認した結果消防法施行規則通りであるんであればもうそれはそれで申し。
1:58:37	新井田新居。
1:58:38	上げる必要性はないですけども、今回上げるところについてはその技術的な、妥当性の説明というのをする資料っていうのは必須だと思ってますけれども
1:58:49	資料ってのはいつでき上がるのか、提出できるのかっていうところをちょっと確認させてください。ただ、パークに落としてくれっていうつもりはありませんので、
1:59:00	審査会合資料として前みたいな書き物で結構ですけども。
1:59:06	どういうふうにでき上がるのか、それがいつでき上がるのかっていうのをちょっとご提示ください。
2:00:08	関西電力牛島でございます。審査会合のですねお諮りする中身のイメージから先にちょっとお伝えし、するべきかと思っておりますけれども。
2:00:19	今回の補足コメント回答の資料1でいけばですね、江藤21ページから22ページになるところ特に22ページのところです、感知器設計の考え方として、
2:00:32	消防法施行規則も考慮した上でですね、どんな設置の仕方が考えたのかと、保安水準の適用はいかがかと、ここをですね、軸にさせていただいて、阿藤セキ様からもおっしゃっていただいたように、保安水準を設定したところについては技術的根拠となる資料と、
2:00:52	ということでございますので、今回補足説明資料にですね、そこを積み込む予定にしておりますので、その補足説明資料を用いる格好でですね、説明ができればと思っております。
2:01:06	加えて22ページ以降の23ページのところの後でですね、基本設計方針のコメント反映版と今さしていただいておりますが、ここで基本設計方針のこともですね、説明できるかと思っておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:21	フローと、海岸背後にある根拠、説明ですね、技術的な説明補足説明資料として、あと基本設計方針の採否こういったものがですね審査会合の中で必要とされるものかと考えております。
2:01:38	その資料を、今回補足説明資料という一式の形でですね、金曜日に抜粋版になるかもしれませんが、積み込みをさせていただければと考えてございます。
2:01:52	以上でございます。
2:01:58	はい。規制庁の関です。まず、
2:02:02	そうっすね補足でやるっていうのは、結構それはそれでいいです。ただ、
2:02:10	ちょっと、
2:02:11	せっかくちょっとフローの話が出てきたんで、フローの話は、
2:02:17	言わせていただくと最初じゃ、やっぱちょっとこれを見たときに、
2:02:20	もう1、
2:02:24	これこそ、先ほど基本設計方針を説明してた時のポツの背選定と、
2:02:35	取りつけ方の話がまじって書いてあっては、私の方見てて、
2:02:41	これ見てると頭がごちゃごちゃして、
2:02:45	きた。
2:02:45	来るっていうのが印象でございますので、まずそれでその上で、今日野木の話では、基本設計方針を見てですね、
2:02:57	Bポツに整理した上で原則、区長も施工規則と例外という話だけで話をしましたので、そういう意味ではこの、
2:03:11	フローズっていうのは必要ないのではないのかなというふうに考えています。どちらかといえば今日、
2:03:17	ある程度共通認識が取れたというところでの、説明の構成にさせていただけると私たちとしては頭の中に太田が入ってくるのではないのかなというふうに考えています。私から以上になります。
2:03:34	はい、加瀬理事福嶋でございます。今おっしゃったセキ様がおっしゃっていただいた趣旨では、こちらも了解でございます。今日議論したことを踏まえての説明の組み立てで考えさせていただきます。以上です。
2:03:46	はい。規制庁の関です。お話わかりましたのであとちょっと細かいところはイワノから話します。
2:03:57	はい。規制庁の今野です。それではすいません資料の提出目のご回答いただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:12	浅利の原子力事業本部の赤田でございます。はい。今週末の金曜日を 考えております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。
2:04:43	はい。規制庁の岩根です。提出メールについては理解はしました。そ れではそのスケジュールで作業をお願いします。
2:04:52	最後に関西電力の方から何かあればお願いします。
2:05:03	はい。関西電力牛山でございます。頑張って資料を週末といいますか 金曜日にお出しするということでこちら頑張ります。その上で2月7日 の週に審査会合ということ、2段D。
2:05:18	考えた場合にですね、資料の出来栄によるとかとは思いますが、来 週再度ヒアリングというものはあるかということになりますでしょうかこれ はすみません。あくまで資料の出来栄によるのかと。
2:05:31	理解はしてございますが、最後の確認までです。
2:05:36	規制庁の関です。大体今日、
2:05:41	もう日は、ヒアリングのところで明確にさせていただきたいところ小委して させていただきたいところについては、申し上げたので、
2:05:52	資料のでき具合にかかわらずなのはするんだろうなと思ってます。
2:05:59	ちょっとヒアリングするかどうか事実確認が必要かどうかによるので
2:06:05	その状況に応じて追加でやるかどうか聞きますけど、基本的に次、今週 金曜日を出していただいたもので、幹部レク等々はしたいと考えてます んで。
2:06:18	お伝えはしましたけれどもやはり最後、シャワー室のところ、
2:06:23	頭、
2:06:26	僕がエリアのところですねそのところはまさしく関西電力の方の主張 に対して、私たちがどういう論点を持って最後、
2:06:37	違うのであれば、やっぱちょっとそこはちゃいますっていう話も含めてし ないといけないのかもしれませんが。ただ、今日ある程度お話しした内容を 整理していただければ共通理解深まると思いますので、
2:06:50	特にこの時点で、私いい悪いという心証を持っているわけではなくて、 今日、
2:06:58	おはお話をお互いした中でちゃんときちんと主張していただいてその内 容次第で、
2:07:04	かなというふうに思っております。そういう進め方でいきたいと思いま す。以上になりますが何かありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:17	はい。葛西ウシジマでございます。金曜日提出に向けてですね、本日コメントについても、詳しく、いろいろとご指導、コメントいただいたと理解しておりますので、それを踏まえた資料作りに頑張りたいと思います。
2:07:32	最後確認だけですがおっしゃられた、審査会合は2月7日をイメージいただいているということでそこは相違ないでしょうか。
2:07:45	はい大体その辺だと思ってください正式なところは事務的に後で今野から伝えます。
2:07:54	葛西室長。
2:07:56	はい、葛西牛山でございます。承知いたしましたご協力をすいません確認なりまして失礼をいたしました。
2:08:03	はい、規制庁の今野SE、ありがとうございます。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
2:08:10	はい、ありがとうございました失礼します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。